

業務方法書の一部変更新旧対照表

(下線部分は変更部分)

変 更 後	現 行
<p>第12条 1～3 [略]</p> <p>4 契約会員の負担する単位数量当たりの通常補てん積立金の額は、前条の規定による単位数量当たりの通常補てん積立金の額から第2項の加入生産者の負担する額及び前項の加入2号会員及び指定飼料会社の負担する額を差し引いた残額とする。ただし、配合飼料の前条第2項の平均供給価格の変動等特にやむを得ない事由があると認められる場合には、契約会員が負担する額から第2項の規定に基づき加入生産者が負担する額の2分の1に相当する額を差し引いて得られた額の範囲内において、農林水産省畜産局長と協議の上、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、毎事業年度の途中において単位数量当たりの通常補てん積立金の額を減額することができる。</p> <p>第13条 [略]</p> <p>第13条の2 [略]</p> <p>2 基金は、前条の規程にかかわらず、第5条第2項の期間満了時において通常補てん準備財産残高が当該期間中に納付されるべき通常補てん積立金の合計額の4分の1に相当する額を超えるとみこまれるときは、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、納付すべき通常補てん積立金の納付を免除できる。</p> <p>3 基金は、前項の規定に基づき通常補てん積立金の納入を免除しようとする場合には、当該四半期が属する事業年度毎に、あらかじめ農林水産省畜産局長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>附則 (令和3年9月7日) <u>変更後の業務方法書は、令和3年9月7日から適用する。</u></p>	<p>第12条 1～3 [略]</p> <p>4 契約会員の負担する単位数量当たりの通常補てん積立金の額は、前条の規定による単位数量当たりの通常補てん積立金の額から第2項の加入生産者の負担する額及び前項の加入2号会員及び指定飼料会社の負担する額を差し引いた残額とする。ただし、配合飼料の前条第2項の平均供給価格の変動等特にやむを得ない事由があると認められる場合には、契約会員が負担する額から第2項の規定に基づき加入生産者が負担する額の2分の1に相当する額を差し引いて得られた額の範囲内において、農林水産省生産局長と協議の上、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、毎事業年度の途中において単位数量当たりの通常補てん積立金の額を減額することができる。</p> <p>第13条 [略]</p> <p>第13条の2 [略]</p> <p>2 基金は、前条の規程にかかわらず、第5条第2項の期間満了時において通常補てん準備財産残高が当該期間中に納付されるべき通常補てん積立金の合計額の4分の1に相当する額を超えるとみこまれるときは、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経て、納付すべき通常補てん積立金の納付を免除できる。</p> <p>3 基金は、前項の規定に基づき通常補てん積立金の納入を免除しようとする場合には、当該四半期が属する事業年度毎に、あらかじめ農林水産省生産局長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 [略]</p>